

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する御意見の募集について

令和 7 年 1 月 4 日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

厚生労働省、経済産業省及び環境省では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成 29 年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号）に別添 1 及び 2 の化学物質をそれぞれ追加及び削除する改正を予定しています。

つきましては、追加及び削除予定の化学物質について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で御意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 意見募集対象

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」

2. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 7 年 1 月 4 日（土）～令和 7 年 2 月 3 日（月） ※終了日必着とします。

3. 資料入手方法

○以下のウェブサイトに掲載

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics_15085_9_143_144.html

【経済産業省 HP】 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

【環境省 HP】 <http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

○「5. 意見提出先」において資料配付

4. 意見提出方法

別紙の意見提出用紙の様式に従い日本語で記入の上、以下いずれかの方法で御提出ください。
この意見募集は、3省それぞれにおいて同時に実施しております。御意見は、いずれかの省に
いずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意
見を複数の省に御提出していただく必要はありません。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提
出フォームから御提出ください。

(2) 電子メール

必要事項を記入した意見提出用紙を添付の上、「5. 意見提出先」のメールアドレス宛て
にお送りください。

※意見の判別のため、電子メールの件名は『「届出不要化学物質を定める告示」に追加及
び削除する化学物質に対する意見』と明記して御提出ください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルにて御提出いただいても確認できない場合がございます。
意見提出用紙に記載の必要事項を必ずメール本文にも直接御記入ください。

(3) 郵送

必要事項を記入した意見提出用紙（A4判の用紙）を「5. 意見提出先」宛てにお送りく
ださい。

5. 意見提出先（電子メール又は郵送の場合）

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提
出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：
意見入力」より御提出ください。

(2) 電子メール又は郵送の場合

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線2428）

E-mail：exchpro@mhlw.go.jp

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-1511（内線3701）

E-mail：bzl-kashinho_shinkishinsei_otoiawase@meti.go.jp

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5521-8253

E-mail : chem※env.go.jp

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

